

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	急傾斜地崩壊対策事業					
地区名	久保貝津区域					
事業箇所	北設楽郡豊根村三沢地内					
事業のあらまし	久保貝津区域は北設楽郡豊根村に位置し、人家 26 戸を保全対象とする急傾斜地崩壊危険区域である。当箇所は脆弱な礫混じり砂からなる堆積段丘であり、斜面は風化が進み崩壊の危険が高い状況となっていた。このため豪雨時には斜面が崩壊し崩土が人家に達する恐れがあり、早急に斜面对策を行って人家の保全を図る必要があった。このため、平成 14 年度より急傾斜地崩壊対策事業に着手し、平成21 年度に完了した。					
事業目標	【達成(主要)目標】 人家 26 戸を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保護する。 【副次目標】 (事前評価時に設定した場合、記載する) 該当なし					
事業費	事業費		内訳			
	5.0億円		□工事費3.6億円、□用補費0.2億円、□その他1.2億円			
事業期間	採択年度	平成14年度	着工年度	平成14年度	完成年度	平成21年度
事業内容	急傾斜地崩壊防止施設工(法面工等) L=812m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 主要目標に掲げられた保全対象を保護するために必要な施設が設置され、現在まで健全に機能を発揮していることから、目標は達成されていると考えます。 【達成状況に対する評価】 主要目標の達成状況は、申し分のないものと考えます。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 該当なし 【達成状況に対する評価】 該当なし				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	II 評価より、特に今後の事後評価の必要性はありません。					
改善措置の必要性	II 評価より、改善措置の必要性はありません。					
同種事業に反映すべき事項	本事業は従来からの手法により対策を実施しているため、他の事業箇所へ反映させる事項は特にありません。					